



平成 19 年 3 月 1 日

各 位

東京都港区浜松町一丁目27番16号
株式会社インフォマート
代表取締役社長 村上 勝照
(コード番号：2492 東証マザーズ)
問い合わせ先 常務取締役兼管理本部長
藤田 尚武
電話 (03)5777-1710

株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 1 日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 2,600 株
- (2) 売 出 価 格 未定（平成 19 年 3 月 12 日（月）から平成 19 年 3 月 14 日（水）までのいずれかの日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定される。）
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 三菱商事株式会社 2,600 株
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定しており、売出価格決定日に決定する。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 19 年 3 月 1 日（木）に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 150 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
- (2) 売 出 価 格 未定（前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における売出価格と同一金額とする。）
- (3) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (4) 売 出 方 法 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」の需要状況を勘案した上で、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における申込証拠金と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 19 年 3 月 1 日（木）に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善による一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、150 株を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 19 年 4 月 13 日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成19年4月13日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引をまったく行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引にかかる貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエアオプションを行使する予定であります。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」記載の売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 当該株主の名称等

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 三菱商事株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 |
| (3) 代 表 者 | 代表取締役社長 小島 順彦 |
| (4) 主な事業内容 | 総合商社 |

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合*	大株主順位
異動前（平成18年12月31日現在）	4,640 個 (4,640 株)	13.66%	第2位
異 動 後	2,040 個 (2,040 株)	6.00%	第4位

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 一株
平成18年12月31日現在の発行済株式総数 33,960 株

4. 異動予定年月日

上記「I. 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」記載の売出しにおける受渡期日（売出価格決定日の7営業日後）

以 上

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。